

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	公害防止統括者等の解任命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 10 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 10 条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に置かれている公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、騒音規制法、振動規制法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 76 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日